

財政再建計画

「石狩市財政再建計画」は、市役所1階情報公開コーナーや図書館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

市では、平成18年度に策定した「石狩市財政再建計画」に従って自主的な財政再建に取り組んでいます。

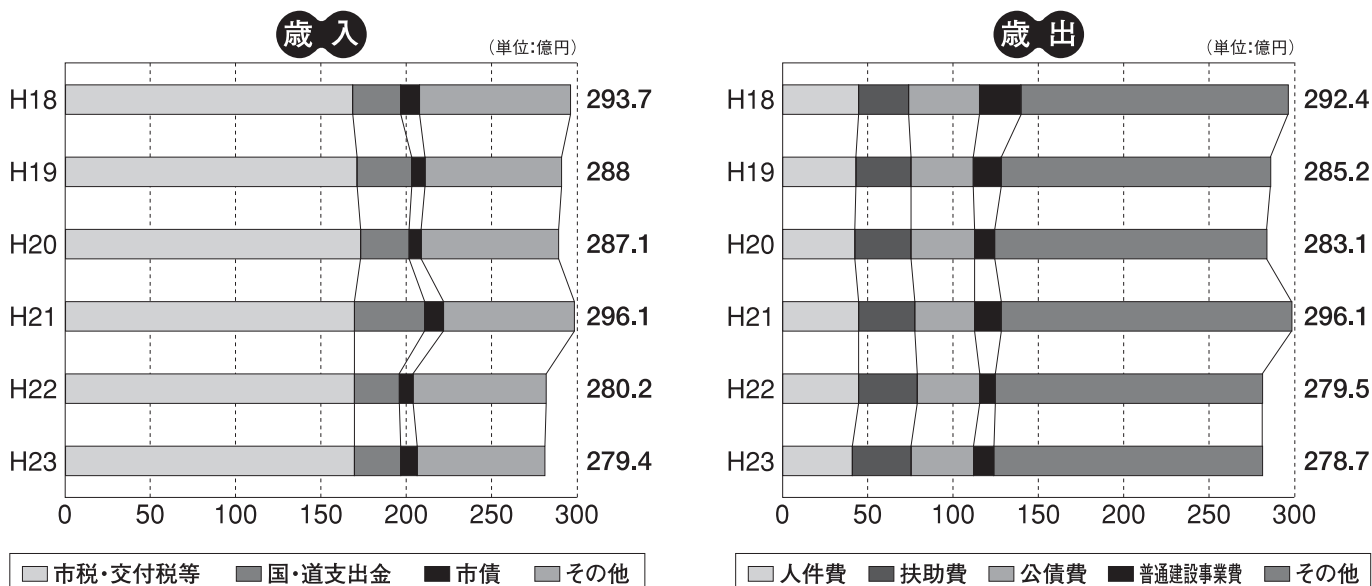
平成21年3月の改訂では、前年度実施した第1次改訂と同様に、本計画の根幹となる「事務事業の見直し」を基調に、主

要な取り組み事項を抽出し、これまでの地域住民や関係団体等との事前調整を含めた進捗状況を精査し、併せて平成21年度当初予算額との整合を図るため、「具体的な取り組み内容と効果額」および「中期財政見通し」について見直しました。

中期財政見通し

※平成21年3月第2次改訂版

20年度数値を決算額に改めるとともに、22年度以降の見込額について、今後の国の地方財政対策などを勘案し、歳入・歳出それぞれを再試算して修正しています。



※21年度は定額給付金の支給や経済対策などにより、20年度から繰り越した予算額を含んでいます

平成21年度 予算の上半期執行状況

市では一般会計のほかに、国民健康保険などの特別会計が10会計と、地方公営企業法に基づき収益を得て事業を行う企業会計が2会計あります。ここでは、全13会計の予算の上半期執行状況をお知らせします。

会計名		歳入予算	収入済	収入率*	歳出予算	支出済	支出率*	
一般会計		324億1千万円	125億5千万円	38.7%	324億1千万円	171億6千万円	52.9%	
特別会計	国民健康保険	81億4千万円	25億8千万円	31.7%	81億4千万円	41億5千万円	51.0%	
	国民健康保険診療所	1億5千万円	6千万円	41.1%	1億5千万円	6千万円	43.7%	
	老人保健	2千万円	4百万円	20.0%	2千万円	13万円	0.6%	
	後期高齢者医療	5億7千万円	1億9千万円	33.7%	5億7千万円	1億7千万円	30.4%	
	介護保険	37億9千万円	16億5千万円	43.6%	37億9千万円	13億8千万円	36.4%	
	介護サービス	8千万円	6千万円	72.6%	8千万円	5千万円	66.1%	
	個別排水処理施設整備	3千万円	2千万円	65.6%	3千万円	1千万円	38.7%	
	土地取得	51万円	54万円	106.2%	51万円	21万円	41.2%	
	特定環境保全公共下水道	1億6千万円	5千万円	32.0%	1億6千万円	7千万円	45.1%	
簡易水道	5億4千万円	9千万円	17.6%	5億4千万円	1億9千万円	35.5%		
企業会計	水道	収益的収支	13億5千万円	6億6千万円	48.7%	13億7千万円	4億5千万円	32.7%
	水道	資本的収支	14億9千万円	2億円	13.7%	18億5千万円	4億5千万円	24.5%
	公共下水道	収益的収支	11億8千万円	6億9千万円	58.3%	12億4千万円	3億5千万円	28.5%
	公共下水道	資本的収支	11億8千万円	9千万円	7.5%	15億9千万円	3億7千万円	23.1%

※円単位で率を計算しているため、億円単位で計算すると合わないことがあります

新型インフルエンザ NEWS

優先接種の対象	接種開始	予約開始
妊婦	11月中旬	11月上旬
基礎疾患を有する方(最優先) ^{※1}		
基礎疾患を有する方(その他) ^{※1}	12月上旬	11月下旬
幼児(満1歳～就学前)		
小学1～3年生	12月中旬	11月下旬
1歳未満の保護者等 ^{※2}		
小学4～6年生	1月上旬	12月中旬
中学生		
高校生		
65歳以上の方	2月上旬	1月中旬

※11月18日現在

※1 「最優先」か「その他」は主治医の判断になります
 ※2 1歳未満の保護者と、優先接種対象者(幼児～小学生)のうち身体的理由により予防接種が受けられない場合の保護者等

新型インフルエンザのワクチン接種の優先接種が始まっています。今後の接種予定は次のとおりです。

新型インフルエンザの ワクチン接種



生活保護・市民税非課税世帯に 接種費用を助成します

対象 新型インフルエンザ優先接種対象者のうち、次に該当する方

- ① 生活保護受給世帯の方
- ② 平成21年度市民税非課税世帯の方

助成費用

1回目 3600円

2回目 2550円(1回目

と医療機関が同じ場合)

※接種回数は対象により異なる場合あり

手続きの流れ

- ① 市内の委託医療機関で接種する場合

事前に保健推進課か各支所で「新型インフルエンザワクチン接種無料券」の交付を受け、接種時に提出すると、費用が無料です。

② 市外の委託医療機関で接種する場合、または市内の医療機関で接種済みの場合

次の書類を持参の上、手続きしてください。後日ご指定の口座に振り込みます。

〈手続きに必要なもの〉

接種したことを確認できる書類(「新型インフルエンザ予防接種済証」または「母子健康手帳」)／領収証／印鑑／預金通帳

問合せ 保健推進課

☎72・6124 / 72・3124

※厚田区・浜益区の方は各支所が窓口となります(厚田保健センター ☎78・1033 浜益支所市民生活課 ☎79・2112)

子育て応援特別手当(平成21年度) 執行停止のお知らせ

本手当の支給については、広報いしかり10月号でお知らせし、12月中旬に対象世帯への通知を予定していましたが、10月に厚生労働省から執行を停止する旨の決定通知がありました。

この決定を受け、本市においても本手当の執行を停止し、市議会において補正予算審議を予定していますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。支給対象者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

問合せ こども家庭課 ☎72-3128

☐k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

支給対象者のみなさまへ

平成21年10月15日
厚生労働大臣 長妻 昭

お詫び

子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止について

皆様に、お詫びを申し上げなければならないことがございます。子育て応援特別手当(平成21年度版)に関しまして、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくことといたしました。

この子育て応援特別手当(平成21年度版)では、本年度において小学校就学前3年間に属するお子様一人あたり、3万6千円を支給することになっていました。

支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より一層の努力を続けてまいります所存でございます。

今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。